

下級裁判所裁判官指名諮問委員会東京地域委員会（第3回）第1分科会議事要旨

（東京地域委員会庶務）

1 日時

平成15年10月31日（金）午後3時から午後5時30分まで

2 場所

東京高等裁判所第2中会議室

3 出席者

（分科会長）永井紀昭

（委員）上田廣一，上原敏夫，塩谷國昭，長谷川真理子

（庶務）安原東京高裁総務課長，川端東京高裁総務課課長補佐，
横山東京高裁総務課専門官

（説明者）山名東京高裁事務局長

4 議題

(1) 新地域委員御紹介

(2) 報告

(3) 協議

ア 判事補からの判事任命候補者及び判事の再任候補者に関する情報について

イ 弁護士任官候補者に関する情報について

(4) 今後の予定等について

5 配布資料

（審議資料）

- ・ 平成15年10月23日付け下級裁判所裁判官指名諮問委員会委員長書簡
- ・ 平成15年10月20日付け下級裁判所裁判官指名諮問委員会委員長事務連絡「平成16年4月期の弁護士任官者に関する資料について」

（配布資料）

- ・ 東京地域委員会地域委員名簿
- ・ 下級裁判所裁判官指名諮問委員会東京地域委員会（第1回）議事要旨（ホームページ用）
- ・ 担当事件リスト送付文書の書式（変更前）
- ・ 担当事件リスト送付文書の書式（変更後）

6 議事

(1) 新地域委員御紹介

退任された江川委員の後任として、横浜地方検察庁の鈴木芳夫検事正が任命されたことが報告された。

(2) 報告

ア 下級裁判所裁判官指名諮問委員会東京地域委員会（第1回）議事要旨のホームページ掲載について

東京地域委員会（第1回）議事要旨のホームページ掲載範囲について、委員長と第2分科会長が点検した上で確定したことが報告され、了承された。

イ 下級裁判所裁判官指名諮問委員会東京地域委員会（第2回）議事要旨について

第1分科会議事要旨は委員長が、第2分科会議事要旨は第2分科会長がそれぞれ点検した上で確定したことが報告され、了承された。

ウ 非重点審議者の前任庁への情報収集を行う範囲について

「非重点審議者が異動後間もないという理由で前任庁へ情報収集を行う範囲はどこまでか、本年4月以降の異動者をすべてその対象者とした方がよいのではないか」という意見については、平成15年10月6日開催の第5回下級裁判所裁判官指名諮問委員会において審議され、「異動後の期間を設定して一律に前任庁への情報収集を行うということではなく、下級裁判所裁判官指名諮問委員会で個別の事例について検討し、必要があれば地域委員会に対し情報収集を依頼するということになる」とされたことが報告され、了承された。

エ 担当事件リスト送付文書の書式の変更について

第2回東京地域委員会で確認された担当事件リスト送付文書の書式のうち、弁護士会等、平成15年8月5日付けで既に情報収集の周知依頼を行っている依頼先への送付文書の書式について、委員長と第2分科会長が了承の上、担当事件リスト送付文書の書式（変更前）（配布資料）を担当事件リスト送付文書の書式（変更後）（配布資料）に変更して文書を発出済みであることが報告され、了承された。

(3) 協議

ア 判事補からの判事任命候補者及び判事の再任候補者に関する情報について

- ・ 庶務（安原東京高裁総務課長）から、東京地域委員会の依頼に基づき提出された情報、及び、指名諮問委員会から東京地域委員会に送付された平成15年10月23日付け書簡（審議資料）について説明がなされ、第2分科会の協議結果が報告された。

東京地域委員会における情報収集の在り方について

平成15年10月23日付け書簡（審議資料）のとおりであることが確認された。

東京地域委員会の依頼に基づき提出された情報の検討

提出された情報（重点審議者に関する情報を含む，以下の情報も同じ。）は，その記載の体裁・形式によって分類，整理されるが，そのうちの第1分科会が担当する情報を検討し，非顕名式，数値評価形式，伝聞形式の情報については適格性に関する問題点が指摘された。

協議の結果，地域委員会の方針に沿った情報である 弁護士会所属の弁護士から提出された情報については，適格な情報として指名諮問委員会に報告することとされた。

次に，いずれも顕名である， 弁護士会及び 弁護士会からの情報の具体的な文章による評価記述部分については，組織からの情報提供という性格を帯びている問題がないわけではないものの，今回は新しい制度の立ち上がりということも考慮して，指名諮問委員会に報告し，指名諮問委員会の判断に委ねることとされた。さらに， 弁護士会から送付された情報のうち「報告書」については，組織がとりまとめた面や伝聞情報という問題はあるが，情報提供者の氏名も記載されていることから，同様の理由から指名諮問委員会に報告し，指名諮問委員会の判断に委ねることとされた。

また， 弁護士会から送付された情報も，組織がとりまとめた面があることなどから問題はあるものの，今回は新しい制度の立ち上がりということも考慮して，指名諮問委員会に報告し，指名諮問委員会の判断に委ねることとされた。

提出された情報のうち第1分科会担当部分については，以上の指名諮問委員会に報告することとされた情報以外の情報については，不適格な情報として，指名諮問委員会には報告しないこととされた。

なお，非顕名の 弁護士会から送付された情報にも具体的な文章による評価記述部分があることから，記述部分については，同弁護士会に対して情報提供者の氏名を平成15年11月12日までに回答するよう依頼し，氏名が回答された場合には同様に指名諮問委員会に報告することとされた。

さらに，情報が指名諮問委員会に報告されない弁護士会には報告しない旨の通知をし，指名諮問委員会にも報告しない情報について知らせることとされた。

また、弁護士会から送付された情報については、「会員数に比して提供された情報量が少ないので、情報としての価値に一定の限界がある。」「もう少し情報提供をしやすい工夫が必要なのではないか。」との意見も提出された。

情報収集に関する今後の対応について

今後の東京地域委員会の情報収集について、「弁護士会への通知に、次期以降は地域委員会の方針と異なる方法・形式による情報提供は改めていただきたい旨記載した方がよいのではないか。」との意見も提出され、依頼先の弁護士会に対し、平成15年10月23日付け書簡（審議資料）の趣旨を何らかの方法で申し入れる必要があるとされたが、内容等については追って検討することとされた。

イ 弁護士任官候補者に関する情報について

- ・ 庶務（安原東京高裁総務課長）から、東京地域委員会に提出された情報等として、東京地域委員会の依頼に基づき提出された情報、指名諮問委員会から東京地域委員会に送付された平成15年10月20日付け事務連絡（審議資料）、指名諮問委員会から送付された資料（推薦段階の情報）及び弁護士会等から送付された資料（推薦段階の情報）について説明がなされ、第2分科会の協議結果が報告された。

東京地域委員会の依頼に基づき提出された情報の検討

いずれも、顕名の個別情報であり、あいまいな情報もあるものの、有効な情報であるとして指名諮問委員会へ報告することとされた。

指名諮問委員会から送付された資料（推薦段階の情報）及び弁護士会等から送付された資料（推薦段階の情報）について

指名諮問委員会から送付された資料は、1つの参考資料とはなるものの、指名の適否の資料としては限界があり、不十分であることから、この資料以外に指名の適否の情報の収集を行うことが望ましいこと、そのために弁護士会から各弁護士に対して情報受付の周知を行ってもらう必要があることが確認された。

また、弁護士会等から送付された資料については、弁護士委員から「本資料は日弁連の弁護士推薦委員会が収集した資料であり、今年度については、候補者に氏名を公表してほしくないという希望が強いことから、弁護士会が情報受付の周知を行わない代わりに提出した。弁護士会としては地域委員会での実質的審議を希望しており、その意味合いも含めて地域委員会に送付した。」との説明があった。したがって、指名諮問委員会から送

付された資料と同様であり，指名諮問委員会に報告する必要はないとの確認がされた。

弁護士会への要望について

のとおり，より広く適格な情報を収集するためには，弁護士から東京地域委員会に直接宛てた，弁護士個人の個別・具体的な情報が必要であることから，東京地域委員会は，指名諮問委員会に対して，「指名諮問委員会は，弁護士会がその所属の弁護士に対して情報受付の周知を行うよう，強く求めるべきである。」旨を要望することとした。

なお，弁護士会に対しても同様に要望を伝えた方がよいとの意見も出たが，その内容及びタイミングは指名諮問委員会の意見を考慮して今後検討していくこととされた。

以上の第1分科会の意見で第2分科会の意見と異なる部分については，第1分科会長と第2分科会長で調整のうえ確定し，委員には追ってその結果を報告することとされた。（後に調整のうえ，第2分科会意見に第1分科会意見を付加する形で確定済み。）

(4) 今後の予定等について

指名諮問委員会に報告することとされた情報については，すみやかに報告することとされた。

今期の審議は本日をもって終了することとされた。次期は平成16年10月期の弁護士任官候補者の任命に関する審議となる予定であり，次期開催日等については追って庶務から連絡することとされた。

以 上

下級裁判所裁判官指名諮問委員会東京地域委員会（第3回）第2分科会議事要旨

（東京地域委員会庶務）

1 日時

平成15年10月31日（金）午前10時から午前12時30分まで

2 場所

東京高等裁判所第2中会議室

3 出席者

（分科会長）加藤哲夫

（委員）阿部文洋，池田忠正，鈴木芳夫，清家 篤

（庶務）安原東京高裁総務課長，川端東京高裁総務課課長補佐，
横山東京高裁総務課専門官

（説明者）山名東京高裁事務局長

4 議題

(1) 新地域委員御紹介

(2) 報告

(3) 協議

ア 判事補からの判事任命候補者及び判事の再任候補者に関する情報について

イ 弁護士任官候補者に関する情報について

(4) 今後の予定等について

5 配布資料

（審議資料）

- ・ 平成15年10月23日付け下級裁判所裁判官指名諮問委員会委員長書簡
- ・ 平成15年10月20日付け下級裁判所裁判官指名諮問委員会委員長事務連絡「平成16年4月期の弁護士任官者に関する資料について」

（配布資料）

- ・ 東京地域委員会地域委員名簿
- ・ 下級裁判所裁判官指名諮問委員会東京地域委員会（第1回）議事要旨（ホームページ用）
- ・ 担当事件リスト送付文書の書式（変更前）
- ・ 担当事件リスト送付文書の書式（変更後）

6 議事

(1) 新地域委員御紹介

退任された江川委員の後任として、横浜地方検察庁の鈴木芳夫検事正が紹介された。

(2) 報告

ア 下級裁判所裁判官指名諮問委員会東京地域委員会（第1回）議事要旨のホームページ掲載について

東京地域委員会（第1回）議事要旨のホームページ掲載範囲について、委員長と第2分科会長が点検した上で確定したことが報告され、了承された。

イ 下級裁判所裁判官指名諮問委員会東京地域委員会（第2回）議事要旨案について

第1分科会議事要旨は委員長が、第2分科会議事要旨は2分科会長がそれぞれ点検した上で確定したことが報告され、了承された。

なお、第2分科会議事要旨については、弁護士委員から、前同委員が説明した「弁護士任官候補者の推薦段階における事情」について記載してほしい旨の申し入れがあり、委員長と第2分科会長とで検討のうえ、確定することとされた。（後に検討の上、議事要旨確定済み）

ウ 非重点審議者の前任庁への情報収集を行う範囲について

「非重点審議者が異動後間もないという理由で前任庁へ情報収集を行う範囲はどこまでか、本年4月以降の異動者をすべてその対象者とした方がよいのではないか」という意見については、平成15年10月6日開催の第5回下級裁判所裁判官指名諮問委員会において審議され、「異動後の期間を設定して一律に前任庁への情報収集を行うということではなく、下級裁判所裁判官指名諮問委員会で個別の事例について検討し、必要があれば地域委員会に対し情報収集を依頼するということになる」とされたことが報告され、了承された。

エ 担当事件リスト送付文書の書式の変更について

第2回東京地域委員会で確認された担当事件リスト送付文書の書式のうち、弁護士会等、平成15年8月5日付けで既に情報収集の周知依頼を行っている依頼先への送付文書の書式について、委員長と第2分科会長の了承の上、担当事件リスト送付文書の書式（変更前）（配布資料）を担当事件リスト送付文書の書式（変更後）（配布資料）に変更して文書を発出済みであることが報告され、了承された。

(3) 協議

ア 判事補からの判事任命候補者及び判事の再任候補者に関する情報について

- ・ 庶務（安原東京高裁総務課長）から、東京地域委員会の依頼に基づき提

出された情報，及び，指名諮問委員会から東京地域委員会に送付された平成15年10月23日付け書簡（審議資料）について説明がなされた。

東京地域委員会における情報収集の在り方について

平成15年10月23日付け書簡（審議資料）のとおりであることが確認された。

なお，弁護士委員から，「日弁連担当者から地域委員会弁護士委員に対して，『一般規則制定諮問委員会，指名諮問委員会において情報収集の在り方についての議論の中で，弁護士会を經由した弁護士個人の情報を排除しているのか疑問である。』『証拠価値の軽重はともかく，情報を広く集めようという趣旨から考えると，提供された情報を押さえるという発想はいかがか。』との主に2点について地域委員会に申し入れるよう要請があった。」との発言があった。

この点につき，指名諮問委員会委員を経験した委員から「指名諮問委員会では組織を經由した情報は認められないとされた。また，現任地主義を原則とし，但し指名諮問委員会が必要と判断した場合前任地等の地域委員会に情報収集を依頼するとされた。」との説明があり，「組織を經由した情報は認められない」との趣旨について委員全員が了解した。但し，弁護士委員からは一般規則制定諮問委員会及び指名諮問委員会の議事録でその内容を確認してみたいとの補足発言があった。

東京地域委員会の依頼に基づき提出された情報の検討

提出された情報（重点審議者に関する情報を含む，以下の情報も同じ。）は，その記載の体裁・形式によって分類，整理されるが，そのうちの第2分科会が担当する情報を検討し，非顕名式，数値評価形式，伝聞形式の情報については適格性に関する問題が指摘され，「組織としてとりまとめるのはいかがか。」「初めての経験で制度趣旨の理解が不十分であった。」「できるだけ多くの情報があった方がよいのではないか。」「候補者の身分にも係わる問題なので，原則として，個人が自発的に責任を持って発言する情報に限るべきである。」「やはり顕名性の担保された情報に限るべきである。」等の意見が出た。

協議の結果，地域委員会の方針に沿った情報である 弁護士会所属の弁護士から提出された情報については，適格な情報として指名諮問委員会に報告することとされた。

次に， 弁護士会から送付された情報については，情報内容と情報提供者氏名の対応関係が不明確であり，厳密な意味では顕名による具体的情

報とはいえないこと，組織がとりまとめた面があることなどから問題はあ
るものの，今回は新しい制度の立ち上がりということも考慮して，指名諮
問委員会に報告し，指名諮問委員会の判断に委ねることとされた。

また，いずれも顕名である， 弁護士会， 弁護士会， 弁護士
会及び 弁護士会から送付された情報のうち具体的な文章による評価記
述部分についても，組織からの情報提供という性格を帯びている部分がない
わけではないものの，今回は新しい制度の立ち上がりということも考慮
して，指名諮問委員会に報告し，指名諮問委員会の判断に委ねることと
された。

さらに， 弁護士会から送付された情報のうち「報告書」については，
組織がとりまとめた面や伝聞情報という問題はあるが，情報提供者の氏名
の記載のある部分については，同様に指名諮問委員会に報告し，指名諮問
委員会の判断に委ねることとされた。

提出された情報のうち第2分科会担当部分については，以上の指名諮問
委員会に報告することとされた情報以外の情報については，不適格な情報
として，指名諮問委員会には報告しないこととされた。

なお，非顕名の 弁護士会及び 弁護士会から送付された情報にも
具体的な文章による評価記述部分があることから，記述部分については，
両弁護士会に対して情報提供者の氏名を平成15年11月12日までに回
答するよう依頼し，氏名が回答された場合には同様に指名諮問委員会に報
告することとされた。また， 弁護士会から送付された「報告書」のう
ち情報提供者の氏名の記載のない部分についても，同様に情報提供者の氏
名を照会し，回答された場合には指名諮問委員会に報告して指名諮問委員
会の判断に委ねることとされた。

情報収集に関する今後の対応について

今後の東京地域委員会の情報収集について，依頼先の弁護士会に対し，
平成15年10月23日付け書簡（審議資料）の趣旨を明示することとす
るが，その文言については追って検討することとされた。

イ 弁護士任官候補者に関する情報について

- ・ 庶務（安原東京高裁総務課長）から，東京地域委員会に提出された情報
等として，東京地域委員会の依頼に基づき提出された情報，指名諮問委員
会から東京地域委員会に送付された平成15年10月20日付け事務連絡
（審議資料），指名諮問委員会から送付された資料（推薦段階の情報）及
び弁護士会等から送付された資料（推薦段階の情報）について説明がなさ

れた。

東京地域委員会の依頼に基づき提出された情報の検討

いずれも、顕名の個別情報であり、有効な情報であるとして指名諮問委員会へ報告することとされた。

なお、部総括裁判官が他の裁判官及び書記官からの伝聞情報を記載している情報について、情報提供者の氏名を平成15年11月12日までに回答するよう依頼し、氏名が回答された場合には同様に指名諮問委員会に報告することとされた。この情報のうち、裁判官、検察官、弁護士以外の書記官からの情報はどう扱うべきかといった疑問が出された。

指名諮問委員会から送付された資料（推薦段階の情報）及び弁護士会等から送付された資料（推薦段階の情報）について

指名諮問委員会から送付された資料は、弁護士会の選考委員会の報告書部分と判定の根拠となった資料部分から構成されるが、資料部分は弁護士任官候補者の指名の適否の資料としては不十分であり、報告書部分は全体として組織としてとりまとめた意見という形になっていることから、この資料以外に指名の適否の情報の収集を行うことが望ましいこと、そのために弁護士会から各弁護士に対して情報受付の周知を行ってもらう必要があることが確認された。

また、弁護士会等から送付された資料については、弁護士委員から「本資料は、最高裁に提供されている資料であり、地域委員会の依頼に基づき提出される情報だけではイメージが湧かないだろうということで地域委員会にも提出されたものである。これからも、最高裁から地域委員会に同様の資料が提供されるのであれば、弁護士会から提供する必要はないと思われる。」との説明があった。

指名諮問委員会から送付された資料と同様のものであることから、指名諮問委員会へ報告する必要がないことが確認された。

弁護士会への要望について

のとおり、より広く適格な情報を収集するためには、弁護士から東京地域委員会に直接宛てた、弁護士個人の個別・具体的な情報が必要であることから、東京地域委員会は、指名諮問委員会に対して、「指名諮問委員会は、弁護士会がその所属の弁護士に対して情報受付の周知を行うよう、強く求めるべきである。」旨を要望することとした。

以上の第2分科会の意見が第1分科会の意見と異なるときには、第1分科会長と第2分科会長で調整のうえ確定し、委員には追ってその結果を報告するこ

ととされた。(後に調整のうえ，第1分科会意見を付加する形で確定済み。)

(4) 今後の予定等について

指名諮問委員会に送付することとされた情報については，すみやかに送付することとされた。

今期の審議は本日をもって終了することとされた。次期は平成16年10月期の弁護士任官候補者の任命に関する審議となる予定であり，次期開催日等については追って庶務から連絡することとされた。

以 上

